

令和2年(2020年)11月19日  
産業労働部 産業立地・経営支援課  
(課長)若月真也 (担当) 関取秀樹 宮坂翔喜  
電話：026-235-7193(直通)  
026-232-0111(内線)2921  
FAX：026-235-7496  
E-mail：ritti@pref.nagano.lg.jp

## 産業立地の優遇策について

産業立地・経営支援課

### 1 支援の考え方

生産性の高い企業の立地を促進するとともに、2050 ゼロカーボンに取り組む環境にやさしい先進的な企業の集積を図る。

地方回帰の流れを着実に取り込み、県内への本社等の移転を通じ、経営の中核にかかわる高度な人材の確保を図る。

### 2 主な改正ポイント

#### (1) 信州ものづくり産業投資応援条例（「長野県産業投資応援条例」に名称変更予定）

- ① 地域経済の発展及び雇用の確保を図るため、生産性の高い製造業、情報サービス業等を営み、2050 ゼロカーボンに取り組む法人等が行う投資に対する課税免除の特例措置を3年間延長する。
- ② 信州 IT バレー構想に基づき ICT 産業の集積を図るため、対象業種にインターネット附随サービス業を追加するとともに、投資金額要件の緩和を行う。

#### (2) 信州ものづくり産業応援助成金（「長野県産業投資応援助成金」に名称変更予定）

- ① 地域経済牽引事業計画の承認企業及び一定以上の一人当たり付加価値額の創出を目指す企業を対象
- ② 2050 ゼロカーボン推進のため、長野県地球温暖化対策条例に基づく事業活動温暖化対策計画書を求めるとともに、ZEB、RE100（RE Action）等の認証取得を基本とし、助成率を現行より1%引き上げる。（新・増設の場合：5%→6%）
- ③ 助成金の対象業種は、製造業、倉庫業、自然科学研究所  
※情報サービス業・インターネット附随サービス業については、ICT 産業立地助成金で対応
- ④ サプライチェーンの強靱化や県外 U I J ターン人材を呼び込む企業に助成率を加算する。
- ⑤ 新規雇用要件の緩和（10人→5人）

#### (3) 本社等移転促進助成金

- ① 本社等の移転を加速させるため支援策を拡充
  - ・助成限度額を引き上げ（820万円→3億円）
  - ・建物・設備取得費用の助成率を引き上げ（4%→12%）※ZEB、RE100等の要件を課す
  - ・賃借料に係る助成対象期間を延長（1年→3年）
- ② 助成対象は本社機能の事務所、研究所、研修所に加え、サテライトオフィスを追加  
※サテライトオフィス・・・都市部の企業が本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスであり、拠点を開設したことについて、登記又は対外的に公表しているもの